

軽度者に対する福祉用具貸与 フロー図

※ 軽度者＝要支援1、2または要介護1の者（「自動排泄処理装置」のみ要介護2、要介護3の利用者も軽度者とする。）

制限のある福祉用具

車いす 及び 車いす付属品
特殊寝台 及び 特殊寝台 付属品
床ずれ 防止用具
体位変換器
認知症 老人徘徊 感知機器
移動用リフト （つり具の部 分を除く）
自動排泄 処理装置 （尿のみを自 動的に吸引す る機能ものを 除く）

軽度者

厚生労働大臣が定める者の
イに該当する基本調査の結果に該当する。

いいえ

種目が、「車いす及び車いす付属品」または、「移動用リフト（段差解消機）」である。

いいえ

- 次の i)、ii)、iii) のいずれかに該当する。
- i) 疾病その他の原因より、状態が変動しやすく、日によってまたは時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者
 - ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める（介護予防）福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者
 - iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性または重篤化の回避等医学的判断から告示で定める（介護予防）福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者

はい

はい

給付可

軽度者以外

給付可

【市への確認申請は不要】

移動用リフト （段差解消機）	「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」に該当する。
車いす及び 車いす付属品	「日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者」に該当する。

はい

給付可

いいえ

給付不可

東広島市への確認申請をしている。

いいえ

いいえ

給付不可

はい

給付可

東広島市の確認手続き

下記①と②の要件を満たし、これらについて東広島市に確認を受けた場合に算定することができる。

① i から iii までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断されている。

② サービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより（介護予防）福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている。

- 例外給付の認定後、再度、申請が必要な場合
- ・種目変更や新たに福祉用具が必要となった場合
 - ・介護度に変更があった場合（軽度方向）
 - ・軽度者以外の要介護認定になり、再び軽度者になる場合

その他の福祉用具

手すり スロープ 歩行器 歩行補助つえ 自動排泄 処理装置 （尿のみを自 動的に吸引す る機能もの）
--

要支援1、2

要介護1～5

給付可

【市への確認申請は不要】

主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネジャーが判断する。
【市への確認申請は不要】